

令和5年第1回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年1月11日（水）
開会時刻：10時10分 閉会時刻：10時35分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
1番 増田 利之
2番 安原 輝夫
3番 佐藤 周二
5番 栗坂 一郎
6番 眞鍋 和崇
7番 佐藤 一義
8番 日笠 太（職務代理）
9番 原 勝
10番 澤田 晃始（会長）
推進委員 水畑 徳子
推進委員 齊藤 啓子
4. 欠席委員
4番 林 正
5. 傍聴人数
1名
6. 議事日程
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号 農地使用貸借契約の解約について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
7. 農業委員会事務局員
事務局長 安原 隆治
書記 杉本 和也

事務局長（安原 隆治君）

おはようございます。本日は新年最初の農業委員会でございます。会議の開催の先立ち、中川町長より新年のご挨拶を申し上げます。

町長（中川 真寿男君）

【新年の挨拶】

事務局長（安原 隆治君）

ありがとうございました。申し訳ありませんが、公務により町長はここで退室させていただきます。

【町長退室】

事務局長（安原 隆治君）

一点だけ新型コロナ関連でお願いがあります。できるだけスムーズな議事進行をお願いしたいと存じます。委員会が終了次第散会していただけますようご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまから令和5年第1回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員1名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行は澤田会長によりお願いいたします。

議長（澤田 晃始君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（澤田 晃始君）

それでは、議事録署名委員は、5番の栗坂 一郎委員、6番の眞鍋 和崇君にお願いします。

【両委員了承】

【質疑応答なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

3 番（佐藤 周二君）

事務局へお尋ねします。贈与の場合でも、下限面積は必ずクリアしなければいけないということになるんですか。

事務局（杉本 和也君）

贈与の場合でも、5 反以上の面積が必要になります。今回 A さんは 1 町 3 反あるので認められますが、他の方でも 5 反以上ある場合には許可が可能となっています。

3 番（佐藤 周二君）

元々が 5 反以上あって、贈与対象が 10a 未満なものでもオッケーということですか。

事務局（杉本 和也君）

そうです。

3 番（佐藤 周二君）

分かりました。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第 1 号・番号 1 については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第 1 号・番号 1 は許可されました。

議長（澤田 晃始君）

続きまして、日程２の議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書４ページをご覧ください。議案第２号番号１について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は、早島字九反ヶ坪●●●●番●、地目が田、面積が７１４㎡で、農地区分は第３種、早島字九反ヶ坪●●●●番●、地目が田、面積が８０２㎡で、農地区分は第２種で合計２筆、１，５１６㎡です。譲渡人はＡさん（早島町早島●●●●番地 ●● ●）、譲受人はＢさん（倉敷市下庄●●●番地● 医療法人●●● 理事長 ●● ●●）です。転用目的は小規模多機能型居宅介護事業所で、申請事由は「早島町には小規模多機能型居宅介護事業所が存在しなかったことから、申請地に当施設を開設し、複合型の介護サービスを町民へ提供するため。」です。位置図は５ページです。なお、本申請は同時申請中の開発許可申請と同日付けで許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を１番 増田 利之委員からよろしくをお願いします。

１番（増田 利之君）

１月６日に現地調査を行いました。場所は北側に●●●●●●、西側に●●●●●、東側に●●●●●がありその間になります。申請地と、隣接農地との境界についてはブロック擁壁をされるとのことで土砂の流出もなく問題はないと思います。それから建築建物は平屋なので、北側農地の日照権とかそういった問題も起こらないと思います。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

６番（眞鍋 和崇君）

当該地に建築予定の事業所ですが、施設建設にあたっての工事車両の進入道路と事業所が設置された後の進入道路はどこになるのかでしょうか。

事務局（杉本 和也君）

いずれも5ページの●●●●番●のすぐ東に隣接している広い方の道路から乗り入れすることになっています。北側の細い道路とは、1 mくらい段差があるので乗り入れはありません。

6 番（眞鍋 和崇君）

当該地は田んぼとして耕作されていますが、ここに建設物が建つことで視認性は悪くなると思います。ただでさえ狭い道路がより狭くなってしまうので、この工事に合わせて道路をもう少し改良していかないと地域住民や耕作者が車両の出入りの際にかなり不便になるのではないかと思います。その辺について何か予定はありますか。

事務局（杉本 和也君）

北側の道については、道路担当へ確認をさせていただきます。

6 番（眞鍋 和崇君）

やはり構築物ができた時に、地域住民や農業者に不便がないように道路改良をある程度確保して、視認性を作っていくことが大事なのではないかと思うので、その点については要望したいと思います。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

3 番（佐藤 周二君）

作ろうとしている構築物は、わかりやすく言うとどういう施設ですか。

事務局（杉本 和也君）

わかりやすく言うと、デイサービスもあり、宿泊サービスもあります。通所も宿泊もどちらもできると聞いています。小規模ではありますが、町民のみが利用できる施設になっています。

3 番（佐藤 周二君）

今まで早島町にはないですか。

事務局（杉本 和也君）

早島町では初めてのようです。

議長（澤田 晃始君）

他に質疑はありませんか。

【質疑なし】

事務局（杉本 和也君）

真鍋さんのご意見ですが、建物については北側の道路際まで来るような配置にはなっていないが、そういったご意見があったということはしっかりお伝えしようと思います。

7 番（佐藤 一義君）

居宅サービスですが、一度に利用できる人数は何人か、それからその施設で入浴設備とかもあるのかどうか教えていただきたいです。もしそういう設備があるとするば排水とかそういう色々な蒸気とか音とか、近隣への影響をどう考えているのか教えてください。

事務局（杉本 和也君）

宿泊できる人数ですが9部屋あります。下水等は下水道に流れるので雨水だけが水路に排水されるようになります。今言われた蒸気等については今の時点では把握できていないところがあると思うので、そこは代理者に確認させてください。そういったご意見、ご心配があったということはお伝えしてさせていただきます。お風呂は1室のみですので順番に使われるものと思われます。

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第2号・番号1については許可相当したいと思います。いかがでしょうか。

議長（澤田 晃始君）

他に質疑等ありませんか。

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第2号・番号1については許可相当と決定されました。

続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書4ページをご覧ください。番号2について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は、早島字関当●●●●番●、地目が田、面積が1, 823㎡で、農地区分は第3種です。譲渡人はAさん（早島町早島●●●●番地 ●●

●)、譲受人はBさん（倉敷市加須山●●●番地● 株式会社●● 代表取締役●● ●●●●）です。転用目的は露天資材置き場・駐車場で、申請事由は「現在、倉敷市加須山にて土木工事業を営んでおり、本社裏に露天資材置き場及び駐車場を常設しているが、現場作業の少ない時期は重機の置き場がほとんどなく手狭であり、申請地を露天資材置き場・駐車場として利用するため。」です。位置図は6ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番 佐藤 一義委員からよろしくをお願いします。

7番（佐藤 一義君）

1月6日に現地確認を行いました。場所は●●●●●●●●●●の東側、●●団地の南側です。田んぼとしても良好なところで日当たりもよく現在は耕作をされています。北側には大きい農業倉庫があり、南側の田んぼは現在も作られています。どんな資材置き場ができるのか図面を確認したところ、ブロックで70cmくらい地上げをして周りにフェンスをするようです。仮設事務所等はできないようなので排水の問題もなく、隣の農地に空き缶等を投げ捨てたりしないようにフェンスを作ることなので、周辺の農地に迷惑にならないようにするのならいいと思います。周辺農家への説明も十分にしているということなので、問題はないと思います。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第2号・番号2については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第2号・番号2については許可されました。

続いて、報告第1号 農地使用貸借解約通知について、事務局説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書7ページをご覧ください。報告第1号 農地使用貸借解約通知についてですが、番号1について農地の所在は早島字金池田●●●●番、地目が田、面積が832㎡、早島字金池田●●●●番●、地目が田、面積が551㎡、早島字金池田●●●●番、地目が田、面積が559㎡、早島字九反ヶ坪●●●●番●、地目が田、面積が1,178㎡、早島字金池田●●●●番●、地目が畑、面積が182㎡で合計5筆、3,302㎡です。貸付人はAさん（早島町早島●●●●番地 ●● ●●）、借り受け人はBさん（早島町早島●●●●番地● ●● ●●）さんです。こちらは農地の使用貸借権の合意解約であり、位置図は8ページです。なお、早島●●●●番●については、先ほどの議案第1号で所有権移転を許可された農地となります。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

【質疑、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、以上で報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号 農地法第3条の3の規定による届け出について事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案書9ページをご覧ください。報告第2号 農地法第3条の3の規定による届け出についてですが、番号1について、農地の所在は前潟字四ノ割●●●番、地目が田、面積が2,591㎡、前潟字四ノ割●●●番、地目が田、面積が297㎡、前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,867㎡、前潟字四ノ割●●●番2、地目が田、面積が1,225㎡で合計4筆、5,980㎡です。こちらはBさん（倉敷市茶屋町早沖●●●番地 ●● ●●）が相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。位置図は10ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

【質疑、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、以上で報告第2号を終わります。
それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（杉本 和也君）

11ページをご覧ください。次回の農業委員会は2月13日（月）を予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付いたしますので、ご確認ください。

また会議の閉会后に今年度の農地パトロールの班分けさせていただければと思います。以上でその他の報告事項を終わります。

議長（澤田晃始君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和5年第1回早島町農業委員会を閉会いたします。